

令和6年度 第1回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和6年4月22日(月) 13時30分～15時28分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、稲垣委員、上野委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、石川委員、片谷委員、田中稲子委員、藤倉委員、宮澤委員
開催形態	公開(傍聴者 9人)
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について
決定事項	・令和5年度第19、20回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和5年度第19、20回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等について事務局が説明した。</p> <p>その中で、第19回環境影響評価審査会での奥会長の指摘について回答した。また、第19回環境影響評価審査会後の中西委員への確認について説明した。</p> <p>【事務局】 指摘事項 2-15-1 及び 2-15-5 について、この場にて御説明させていただきます。</p> <p>指摘事項 2-15-1 のオオアカバナが移植された位置について、意見陳述人に確認したところ、博覧会の対象事業実施区域外でしたが、土地区画整理事業の対象事業実施区域内でした。この情報は、博覧会及び土地区画整理事業の事業者から事務局より提供いたしました。博覧会の事業者からは、この後、補足資料 39 で説明がございします。</p> <p>指摘事項 2-15-5 について、土地区画整理事業の事業者から、タコノアシについては現地調査で確認された保全対象種として評価書と事後調査計画書に記載されており、対応を行うと聞いております。オオアカバナについては、準備書の時点で専門家等のヒアリング結果の一つとして市民団体からの情報が記載されていましたが、準備書における現地調査とその後の事後調査においては、その生息は確認されていないとのことです。今回の情報提供を踏まえて、現地確認や関係者へのヒアリングを行うとともに、事後調査において情報提供のあった位置を調査する際にはより注意して調査するとともに、オオアカバナの存在が確認された場合は適切な保全措置を行うと聞いております。</p> <p>3月15日の第19回審査会を御欠席だった中西委員に事務局から当日の内容をお伝えしたところ、補足説明は不要とのことでしたが、御意見があるということでした。本日、後ほど御発言をいただきたいと考えております。</p> <p>イ 質疑 特になし</p> <p>ウ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問</p>	

や御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、本日欠席されている菊本副会長と片谷委員により御意見が事前に送付されているということです。まずそちらの御意見について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。本日御欠席の菊本副会長と片谷委員からの御意見について、読み上げさせていただきます。まず菊本副会長からの御意見です。補足資料42に関連する内容になっております。

当該事業についてはパークアンドライドの計画地や運用計画が具体的に示されない状況での審議が続いており、先日唯一、具体的な候補地として相模大野駅周辺が示されました。個人的には、当該事業のパークアンドライドは郊外の広い駐車場を利用してマイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステムを想像していましたが、既に相応の利用者がいる既存駅の周辺施設を利用するというので、駐車場の運用やシャトルバスの運行によっては交通渋滞等を引き起こす可能性があるのではないかとの懸念から先日の指摘を行いました。

これに対する事業者からの回答は「パークアンドライド駐車場は、終日利用を前提としているため、予約制を導入することで、来場する自家用車台数の上限を設定するとともに、入出庫時の推奨ルートなどを情報提供することにより、交通集中の緩和に努めます。既存駐車場を活用する場合については、一般の利用も考慮した台数となるよう調整していきます。」とのことでした。

予約制の導入について、博覧会を目的とした駐車場利用車の全てに対して導入され、予約可能台数が適切に制御されるならば、パークアンドライド駐車場の環境に悪影響を生じさせることはないと予想します。しかし、予約制が部分的な導入に留まる場合、その割合に応じて交通渋滞等の問題が生じる可能性は残されており、私から指摘させていただいた懸念事項は払拭されないと思います。予約制の導入がパークアンドライドを目的とした車両全数に対して行われるのかを御回答ください。全てに導入しない場合、極論、非常に限られた数にだけ予約制がとられて、周辺環境への配慮という観点ではほとんど意味がないことになると思います。

また、予約制を導入する場合でも個々のパークアンドライド駐車場で確保する駐車台数によっては、その周辺の交通渋滞等に影響を及ぼすと思いますので、それについての考え方も確認していただく方が良く考えています。

次に、片谷委員からの御意見を読み上げさせていただきます。補足資料41に関連する内容となっております。

駅のシャトルバスの運行に関して、南町田グランベリーパーク駅前広場には空港バスを含む路線バスの乗り入れが確実にあり、また、十日市場駅北口駅前広場には近隣の事業所の送迎バスの乗り入れがあったと記憶しています。既に考慮されていると推察しますが、滞留スペースの計算にこれらの路線バスや送迎バスの利用者との競合の回避が考慮されているかどうかを確認させてください。

以上が、本日あらかじめいただきました菊本副会長と片谷委員からの御意見となります。

- 【奥会長】 それでは、ただいま菊本副会長と片谷委員から事前に送付されていた御意見を紹介いただきましたけれども、事業者の方からまずこれらの御質問、御意見に対しての回答をお願いしたいと思います。
- 【事業者】 よろしくお願ひします。まず1つ目のですね、パークアンドライドの予約制は全数なのかという御質問についてですけれども、パークアンドライド駐車場は全て予約制を採るということでございます。私どもはそういったつもりで文章を書いたのですが、分かりづらいのでこういった御質問になったのだと思います。評価書では、全数がパークアンドライドの予約制だということを改めて記載させていただきたいと思います。
- 2つ目のパークアンドライドの個々の駐車台数なのですが、我々は5つの大きなゾーンに分けて、そこで目安として800台から1,000台くらいをこのゾーンの中に収めていくということをお示ししているところです。しかしながら、今回御懸念されたような市街地、例えば青葉インターのように周りが市街化調整区域で人の通りも少なく周りに影響のあるような施設がないようなところとは若干違うところを今後も選ぶ可能性がありますので、そういった場合は、今回行ったように駐車場周辺の交通状況を鑑み、その利用する駐車場に停められるスペースの空き状況などを考えながら、台数に関しては調整していきたいというふうに考えております。また一方で周りに影響のないようなところの場合には台数は増やす方向で全体を調整しながら、パークアンドライド駐車場の個々の駐車台数を決めていきたいと考えているところでございます。
- 【事業者】 片谷委員からの御質問の件につきまして回答いたします。委員の御意見は、南町田グランベリーパーク駅と十日市場駅につきましては既存の路線バス、空港バス、それから送迎バスがあるということで、これらを見越した評価かどうかということでございますけれども、現在そちらを使われています事業者などと、具体的な運用方法につきまして調整を重ねているところでございます。そちらと対応可能な計画としていきたいということで、今調整をしているところでございます。以上になります。
- 【奥会長】 御回答ありがとうございました。ただいまの内容については菊本副会長と片谷委員にも共有していただくよう事務局をお願いいたします。
- 今の点に関連して、他の委員の方から何か御質問、御指摘等はございますでしょうか。
- 【事務局】 藤井委員が手を挙げていらっしゃいます。
- 【奥会長】 藤井委員、お願いいたします。
- 【藤井委員】 先ほどのパークアンドライドの件で1点確認させてほしいのですが、既存の駐車場の一部をパークアンドライド用に囲って、そこを予約制で使うというような事例はこれまであるのでしょうか。それを教えていただければと思います。
- 【事業者】 今の段階で我々が確認している状況では、そのように分けて使っている事例は確認できていません。ですが、駐車場を運営している会社等とも調整をしましてですね、そのような形で対応できるということで、詳細はこれからですけれども、そのような運用を検討していきたいと思っております。
- 【藤井委員】 ありがとうございます。予約をどう処理するかとか、日頃使っている

車がそこに入らないようにするにはどうするかとか、そういう調整がかなり難しいのかなと思っております。そういう事例があれば安心だろうと思ったのですけれども、これから検討されるということで了解いたしました。

【奥会長】 ありがとうございます。他の点に関してでも構いませんけれども、他の委員の方がいかがでしょうか。

田中伸治委員、お願いいたします。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございます。藤井委員からの御質問の点について、今回、相模大野の駐車場が候補になっているわけですけれども、フロアごとに入口、ゲートなどがあるということで、予約専用フロアのような運用をされるので大丈夫ということはお聞きしております。あと、その他の駐車場で既存のものを使う場合は、それぞれこういった予約車と一般車を分けられるところを選んでいただく必要があるかとは思っております。

それで私から少し質問とコメントといたしますか、感想を述べさせていただきます。一つは私からお聞きした内容に関して、相模大野駅周辺で既に混雑や渋滞が発生していないかを御確認いただいた点です。直近の交差点である相模大野交差点では、ピーク時において交差点需要率は限界需要率を下回っていることを確認されているということで、(補足資料18ページの)表42-1に今回パークアンドライドで新たに来場する車両の予想台数が131台と載っているのですけれども、こちらを加味しても限界需要率を下回るということかを質問させていただきます。

【奥会長】 いかがでしょうか。事業者の方から御回答をお願いします。

【事業者】 田中委員からの御質問なのですが、この交差点需要率に関しては、他の民間事業者が行っている相模原市の環境影響評価(手続)での図書(評価書)の内容を私どもの方で確認させていただいたということです。これについては、図書館で閲覧ができる状態で、コピーを取っても構わないという状態ではあるのですけれども、著作権の関係があって、数字の具体的なところまでは掲載できないことを確認しているところです。事業者の方にも確認したのですが、この事業のためのアセスですので、私どもの図書の方への記載は認められないといったやり取りをしている状況です。

そういった中で、この開発自体は令和7年に完了するということになっていますので、相模大野交差点に関しては、事業者がデータを取った時点とそれから将来の予測時点の両方の交差点需要率を確認しています。両方とも、限界需要率の6割強というところまでは確認しています。また、計算の際のデータも添付されていますので、田中委員から御質問のあった表42-1に書かれている来場車両を加味した場合がどうかは、我々の方で試算をして大体限界需要率の7割強で収まると、交差点需要率は限界需要率を下回っているという確認まではさせていただいているところでございます。

【田中伸治委員】 分かりました。ありがとうございます。そういうことでしたら、今回の博覧会の関係車両が加わっても下回るということで理解いたしました。

あとは、御説明をお聞きして思ったところを何点か述べさせていただ

きます。シャトルバスが発着する4駅周辺の滞留の話で、人数の変動があるだろうということで、それを加味した予想をしていただきましてありがとうございます。以前の資料に比べると、やはり駅前空間で滞留する可能性がある人数というのは大分大きくなってはおりまして、計算上、現状の広場の面積に対して収まるということではありますけれども、例えば1人1m<sup>2</sup>で大丈夫かとか、バス停前は50人が30m<sup>2</sup>で並べるのかとか、そういった辺りについてはこの計画どおりにできるかどうか不確かなところもありますので、円滑に誘導できるような方法というのも今後検討していただければと思います。

それから補足資料42で、周辺の混雑に関して確認いただいた中で、国道16号と県道51号が交差する谷口陸橋下交差点については、主要渋滞箇所には該当しないということではあったのですが、国道16号のこの付近は主要渋滞区間として指定されておりますので、周辺は慢性的に混雑する区間でもありますので、状況を注視していただいて、何か問題が発生するようなときには対応していただくことが必要かと思いません。

あとは、パークアンドライド駐車場もそうですし、それからそもそも電車を使うのか、自動車を利用して来場するののかについてもそのようなのですが、特に駐車料金の設定というのは非常に重要かと思えます。こちらの方が割安だということになりますと、どうしても自動車を利用して来場したい人というのが増えますので、文章の中にも「利用を促進するための運営方法についても検討していきます」とありまして、これがおそらく料金設定も含むのかとは想像しているのですが、もう少し具体的に料金も含めて検討するということを書いていただいた方が望ましいと個人的には思いました。以上になります。

【奥会長】 ありがとうございます。今、御要望といいますか、御意見をいただきましたけれども、それに対して事業者の方からございますか。御回答いただければと思います。

【事業者】 まず駅のシャトルバスの運用、滞留について、委員から御意見をいただきました。確かに不確かなこともございますので、誘導等の検討につきましても、しっかりした形で検討、対応していきたいということで考えてございます。

また、パークアンドライドの方ですね、国道16号の関係でございましてけれども、主要渋滞区間で車が多いということで、数字上は収まっているということですが、どんな形になるか分からないのでしっかり注視してくださいということで、我々の方としましても、周辺道路の状況も見ながら何か問題など、博覧会の交通が原因で課題などが発生した場合は、必要な対策などを検討していきたいということで考えてございます。

最後に、利用促進策などを今後検討していくと書いてある中に、料金とか具体的なものも入れて検討をすることを記載してはどうかという御意見でございました。こちらにつきまして様々な形で交通渋滞を生じさせないような対策を考えていきたいということで、一つの施策として料金の話も前回させていただいたところでもございますけれども、今日の御意見を踏まえましてどこまで書けるかということで、具体的な内容の記載につきましても検討していきたいと考えてございます。以上です。

- 【奥会長】 ありがとうございます。田中伸治委員、よろしいでしょうか。
- 【田中伸治委員】 はい、結構です。ありがとうございました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。それでは、中西委員お願いいたします。
- 【中西委員】 私もシャトルバスのことについて前に御指摘させてもらい、3月15日の第19回審査会で御回答いただいたときに欠席していましたので、その後事務局から資料をいただき、基本的には対応していただいているようには感じておまして、それはとても良いことだと思っております。
- それから一方で、この事業が進捗する中でどの時点で評価するかは常に難しい問題がありまして、シャトルバスの発着場所の状況は仮定で、資料にも今後変わる可能性がありますと仮定の話なのでそういう注釈があり、それでも出していただいたことに意味はありますが、要するに今後検討していく中で大きく変わることがあれば、滞留場所もそうですし、周りへの影響も変わるということを前提に、チェックは丁寧に、この審査のプロセスがなくてもやっただいて、対応いただきたいとリクエストとして申し上げたいというところです。
- 今、御回答あったことをやっってくださいというお願いと受け取っていただければ結構です。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。ただいま御指摘のあった点は事業者の方もよろしいでしょうか。しっかりとフォローをして、その状況に応じた保全策や対応策を考えてくださいということですね。
- 【事業者】 はい。説明させていただきました内容を踏まえまして、さらに課題が出た場合は、きちんと対応なども検討していきたいと思っております。
- 【奥会長】 よろしくお願いいたします。他はいかがでしょう。
- 横田委員、お願いいたします。
- 【横田委員】 生態系の方に移ってよろしいですか。
- 【奥会長】 私からパークアンドライドについて、先によろしいですか。横田委員、すみません。
- 補足資料16ページの記述で今回相模大野の駐車場につきましては、第2段落目の2行目のところですが、「用途地域が商業地域なので、環境保全上の配慮が特に必要な施設はないと考えています」と文章ではありますが、先ほど口頭での御説明ですと「環境保全上の配慮が特に必要な施設はないと確認しています」とおっしゃっていたかと思っております。そもそも環境保全上の配慮が特に必要な施設として何を想定して、確認されたのかをここで確認させていただきたいということが1点です。
- また、確かにこの駐車場自体は商業地域の中にあるのですが、補足資料18ページの図を見ますと、商業地域と隣接して住居系の地域が存在しています。商業地域に駐車場があるから、そこに環境保全上の配慮が必要な施設がないから大丈夫というふうには言い切れるのかというと、そういった車両が住居系の地域に入り込まないような対策をしっかりと講じることによって、おそらく住環境の悪化、影響は防げるだろうとそこまで言えば言えるかもしれませんが、そういう商業地域だから大丈夫という記述をして本当にそうなのかというところが懸念されるところです。また別のエリアで場所を選定していくにあたっては住居専用地域を除外しますとありますが、そこを除外したからといって、例えば今回の相模大野駅のように商業地域であれば大丈夫かというところと近接し

て住居系の地域がある場合もあるかもしれませんが、そういうロジックで大丈夫かなというところが私としては心配になったところです。住居専用地域さえ除外すればそれで大丈夫だということが果たして本当に言えるのかというところです。お考えをお聞かせいただければと思います。

**【事業者】** まず環境保全上の配慮が特に必要な施設ということなのですが、私どもは「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」といったものを参考にしまして、その中に記載されている学校、病院、それから住居専用地域、水道原水取水地点というのが列挙されていますので、学校ですとか、病院ですとかそういったものがないということがまず重要なのかなと、あとは住居専用地域というところです。

すみません、画面に映らないのですが、今回の駐車場、相模大野立体駐車場と、それから相模大野駅西側駐車場を私どもの方で活用するということです。まず相模大野立体駐車場はお手元の資料で御覧になっていただければと。補足資料 18 ページで第一種中高層住居専用地域に隣接しているように見えるのですが、実際はですね、この用途地域は住居専用地域ではありますけれども、相模大野中央公園と（補足資料 18 ページの）下の図 42-2 に書いてありますけれども、駐車場に隣接する部分については大規模な公園になっているという状況です。また、相模大野立体駐車場の（右上側の）道路を挟んだところが近隣商業地域になっていますけれども、ここも現地で見ますと相模大野駅北口自転車駐車場という建物がありまして、そういったもので隔てられるような形で準住居地域があるという状況になっています。現地も我々は何度か足を運んで、そういった周りの状況なども確認しているのですが、そういったものはないということを確認した上なのですが、奥会長の御指摘のとおりですね、現在の表現が商業地域だから大丈夫というような書きぶりになっているのは、これは私どもの表現が良くないということで、言葉では示させていただきましたが、実際に確認していますので、商業地域であるというのは事実関係で、そういったところには学校ですとか、あるいは病院といったものは基本的にあまりないことが多いのですが、それは事実関係として書いた上で、実際にこの場所にそういった施設がないというような表現に評価書では書き直させていただけないかと、申し上げたような形、事実関係をきちんと書かせていただくような形で修正したいと思います。

それから今後の展開なのですが、申し上げたとおり住居専用地域の中には造っていかないということをはっきりと示していきたいというふうに思っております。また、病院ですとか、学校ですとか、周辺の状況についてもしっかり確認しながら、影響のないような場所というのを選定していきたいと考えているところでございます。

**【奥会長】** 分かりました。商業地域だから学校や病院がないわけではないので、造れますよね。状況をしっかり、今後確認した上でというところを強調していただければと思います。誤解のないように、評価書においては表現をしていただくようお願いいたします。

では、補足資料 41 と 42 に関連しての御意見は他にございますか。よろしいでしょうか。

よろしければ、横田委員。お待たせいたしました。お願いいたします。

【横田委員】 ありがとうございます。補足資料39と40は似たような内容ですので、合わせて質問させていただきたいと思います。土地区画整理事業の事後調査と環境保全措置に対して、この博覧会の事後調査と環境保全措置がどのような関係にあるのかというようなことをお伺いしてきていると思います。土地区画整理事業の事後調査計画書（工事中その2）が2か月前の2月29日に出されておりまして、その中で造成の範囲も改めて示されているかと思いますが、準備書のときとそう大きくは変わらず、博覧会の区域に関しては現地形をできるだけ保全する形で盛土、切土の範囲になっていないのですよね。環境保全措置として行うのは、相沢川の谷戸のところを使った湧水湿地と和泉川源流域の調整池4に付随する湧水起源の小水路だと認識しています。まずそこに対して、移植をする植物の選定は、全て土地区画整理事業が行うという認識でよろしいのでしょうか。

【奥会長】 まずその点ですね。いかがですか。

【事業者】 ありがとうございます。移植する植物や動物については、土地区画整理事業の方で行うと、これは公園整備事業も同じ横浜市ですから連携してやっていくというふうに我々は認識しております。

【横田委員】 そうしますと、湿地のたぐいの植物に関しては、多分環境整備と合わせてそういった保全措置が取られるという前提で、そのモニタリングも土地区画整理事業がやっていくとした場合に、それ以外の範囲は造成もされずに、草地環境が残った状態で博覧会に入ると思うのですけれども、それに対する環境保全措置というのはどちらがどのように取られるのでしょうか。

【事業者】 草地環境に関してですけれども、博覧会の環境保全措置の中で、現在の草地環境を生かした広場を整備していくといったところは、私ども博覧会の方で対応していくと御理解いただければと思います。

【横田委員】 そうしたときに、環境保全措置を実施する主体ではあるけれども、事後調査に関しては移植対象種の範囲内に限定して行うと読めます。これは、土地区画整理事業がやっていることに関してはケアするけれども、自分たちの移植や環境の整備に関しては行わないように読めてしまいます。博覧会として実施する環境整備の事後調査というのは行わないのでしょうか。

【事業者】 今、私どもとしては、草地環境をそのままの形で残した広場をいくつか造っていくというふうに考えております。

【横田委員】 事後調査についてです。

【事業者】 そこに希少種が今いるというような情報になってないと私どもは認識しているので、そういった意味では、事後調査の対象にしていないという状況でございます。

【横田委員】 そうすると、環境整備はするけれども事後調査はしませんということになるのでしょうか、博覧会における整備に関しては。

【事業者】 私どもとしては、事後調査ではありませんけれども、保全対象種の生息・生育環境は横浜市から借り受けるわけですから、その借りる前の状態、それから借りている最中の状態、それをお返しするときの状態に関

しては、土地区画整理事業の事後調査ももちろん活用しますし、足りない部分については補完的な調査も行っていくということを、今回環境保全措置の方に明記させていただいたと考えております。

【横田委員】そこは全部、土地区画整理事業でやられるとおっしゃっていますので、土地区画整理事業がやってくれるのではないですか。

【事業者】基本的には、博覧会開催中も土地区画整理事業が事後調査を行うと聞いています。その中で、我々が活用できるものについては活用していくことも、土地区画整理事業と連携するという意味でも確認していることです。その中でも足りない部分や維持管理上必要な調査がある場合には、補完的に我々の方も調査を行い、それに対応した環境保全措置も検討していきたいと考えているところでございます。

【横田委員】具体的に、足りないものというのはどのようなことを指されているのでしょうか。

【事業者】現時点で具体的にこれというのはなかなか断定できないのですが、例えば、私どもの有識者へのヒアリング（結果）を前回お示ししましたけれども、ザリガニが増えてしまったり、あるいは抽水植物が異常に繁茂してしまう可能性もあります。そういったものは維持管理上ですね、撤去ですとか、駆除ですとか、そういったことも必要だと思うのですが、土地区画整理事業の事後調査の中ではそういったところまでは記載されていないと我々は認識しています。現地で我々が整備をしたり、管理をする中で確認できたものについても、補完的な調査を行って対応策を検討していきたいと、もちろんそれは横浜市の土地を借りている部分もありますから、連携してやるというのは当然だと思っているところでございます。

【横田委員】草地環境に関しては、先ほど申し上げたとおり、水辺以外に関しては造成があまり入らないというような土地区画整理事業の事後調査計画書になっておりますけれども、そちら（博覧会）の準備書のデータは平成30年度、31年度を基に検討されているかと思えます。土地区画整理事業もそこを特に大きく改変するわけではないので、一般的な草地に関しては、重点的なモニタリングの対象ではないと思うのですね。

ただ、博覧会に関して言うと、駐車場ができたり、花壇ができたりして、土地被覆や植生を改変するところです。その範囲に関しては、博覧会の影響であり、博覧会としてモニタリングをしていく必要があるように思うのですけれども、そこをやらないという御回答なののでしょうか。

【事業者】駐車場にする部分に関しては、土地区画整理事業で造成した土地をお借りするので、我々が駐車場の設えを整備する段階では既に切り盛りがされている状況であるということは御理解いただければと思います。草地ではないということです。

それから、博覧会の会場の中ですけれども、草地環境を生かした広場を整備するということが、それは環境保全措置として対応していくことなのですから、そこに希少種の存在というのは、我々としては確認できてないと認識しているところでございます。

【横田委員】希少種がいることがモニタリングの条件であったり、移植をしていることがモニタリングの条件だということになるのでしょうか。

【事業者】私どもとしては、保全対象種、希少種といったものの存在は、一つ事後調査をしていく上での重要なファクターだと認識しているところでござ

ざいます。

【横田委員】

やらないという御回答と理解をしました。

その上で申し上げたいのは、公園整備事業でもやはり情報が必要ではないかと思うのです。博覧会で整備した環境を基に公園整備をしていくことになると、間が抜けてしまうと思うのですよね。今ある情報は平成30年度、31年度です。今回、令和3年度がやはり土地区画整理事業の追加調査ということで修正されておりますけれども、その情報もはっきりしないといえますか、どこを見れば令和3年度の情報が出てくるのかが分かりません。そうしますと、必然的に情報が一旦全てないままに、博覧会の整備と、それから開催後の公園の整備が始まっていくように聞こえるのですけれども、まず令和3年度のデータはどういうふうに我々は確認できるのでしょうか。

【事業者】

すみません。令和3年度のデータについては、我々の図書の中に記載されているのは、今画面に映しているところ（補足資料7ページ）でして、これは土地区画整理事業の調査であることをここに記載させていただいているところです。

【横田委員】

その中身はどこで見ることができるのでしょうか。

【事業者】

今、記載しているページを出します。

【横田委員】

（補足資料7ページの）表40-5の下にある文言だけですか。この情報の元となる調査データはどこを見ればよいのでしょうか。

【事業者】

すみません、横田委員の御質問は、そのデータ自体が私どもの図書に記載されていないという御質問ですか。

【横田委員】

はい。

【事業者】

今、探していますので少々お待ちください。

画面を映しました。準備書本編6.3-22ページのところです。大径木確認位置図といったデータになります。

【横田委員】

ヌマトラノオやハリイに関する調査で確認されていないということなので、大径木ではないと思います。（準備書本編）6.3-23ページの下の方の表6.3-5です。注目種の確認調査なので、大径木ではないと思います。今、難しかったら、後でリストなどを見せていただく形でも構わないです。

【事業者】

すみません。少し確認に手間取っています。

今の項目がもし抜け落ちているのであれば、土地区画整理事業のデータの方から評価書に転記し、掲載させていただきたいと思います。

【横田委員】

データとしてきちんと出していただく必要があるかと思いますが。というのは、注目種を基にモニタリングの対象まで検討しているのであれば、なおさらその注目種がいつの時点の情報に基づくものなのかということは、とても大事な情報であるように思います。

それから準備書の文言の中で、植物に関しても、動物に関しても、生態系に関しても、「対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性がある」と書いてあるのですけれども、本当にそうなのですか。それが表現として不適切でないかと私は思うのですけれども、本当に全て改変される可能性があるか書いてよろしいのでしょうか。造成しない範囲、地形をそのまま残して、在来の植生環境を基に草地環境を造るといった環境も残されている状態で、全て改変

される可能性がある」と至るところに書いています。この文言が妥当とは思えないのですけれども、いかがでしょうか。

【事業者】 横田委員からの御指摘のとおり、「全て改変の可能性はある」というのは可能性のことを書いているので、そういった表現にしたのですけれども、確かに保全措置として草地環境を残した広場を造るということも明記していますので、「全て改変の可能性はある」ではなく「一部を除き改変の可能性はある」といった表現に評価書の方は修正させていただければと思います。

【横田委員】 はい、お願いします。そのときに、一部というのほどの範囲なのかをきちんとしてほしいということです。

【事業者】 分かりました。その表現も事務局とよく相談しまして、その一部が草地環境を残した広場であることが分かるような言葉に修正して、記載させていただければと思います。

【横田委員】 草地だけではなくて、大径木も残したりされるのですよね。

【事業者】 はい。私どもも博覧会の区域のところに保全される大径木については保全していくということで、草地も大径木も併せて記載させていただきたいと思います。

【横田委員】 動物に関して、ホトケドジョウは小水路を整備して、移設するところまでは土地区画整理事業がやるとしても、その後、この小水路から別の周辺地域でホトケドジョウが確認された場合などの対応は、どちらがやるのかということ、きちんとしていただきたいと思うのですけれども、今の段階で何か言えることはありますでしょうか。

【事業者】 今の御質問は仮定ということですよ。見つかった場合は、土地の所有者は公園区域であれば横浜市という形になりますので、その時は横浜市と博覧会が連携しながら対応していくということになると思います。

私どもが何もしないと言っているのではなくて、博覧会として、何か見つかった場所の保全を博覧会の期間中であれば我々も対応をしっかりしていきますし、また土地の所有者である横浜市でないといけない内容であれば横浜市がやるということで、お互い協議しながら、相談しながら対応していくということになると思います。

【横田委員】 それは、相談をするのはもちろんなのですが、環境アセスメントは御自身の責任領域をはっきりさせることが一つの目的だと思います。

まず事後調査をやるのかやらないのか、それから環境保全措置の追加的な措置はどちらが取るのか、これはやはり文書化しておかないと口約束になってしまうと思うのです。そこは事後調査計画書も含めて、明文化をしていただきたいと思います。

【奥会長】 横田委員の今の御指摘は、補足資料3ページの事業者の見解のところ、第3段落目に「土地区画整理事業の事後調査の結果を確認したうえで、必要となる情報を補完するため」とありまして、土地区画整理事業の事後調査に準じて博覧会としても実施しますと書いてあるのですけれども、これでは不十分だという御指摘でしょうか。今の段階で何について事後調査が必要なかがなかなか見極められないという前提で、事後調査計画書を策定することも困難だということで、おそらくこのような表現になっているのだらうと思います。

【横田委員】 私は不十分だと思っています。土地区画整理事業の事後調査計画書が出ているので、そういう情報は土地区画整理事業に聞けば計画として出てくると思うのです。その計画に入っていなければ、それはやられないことだと思います。そうであるならば、やられないことはやらなくていいことなのか、博覧会でやるべきことが含まれるのかは、今言えるように思います。

土地区画整理事業の事後調査計画書が出ているということを前提にお話をしている、例えば相沢川の湿地の形態が変わっています。これに関してもここで議論できていないのです。土地区画整理事業のときにも議論できていないのです。でも、実態として変わっているわけで、草地、湿地、草地と（モザイク状に）なっていたものが、大きい草地と大きい湿地に変わっています。これを評価書で反映します、アップデートしますとおっしゃっているけれども、議論はできてないわけです。お互いの情報がきちんと整理できていないからだと思いますし、もちろんタイミングの問題もありますけれども、今出てきている話だと思います。

そうだとすると、やはり準じてということが示す内容は何か、それから表 40-1 などに「その内容についてはホームページ等で公表します」と書いてあるのですけれども、この内容はある程度きちんとコミット（責任を持って約束）するものが何かは言えると思うのです。そこが私の懸念しているところで、6年前の情報でやったもののアップデートを博覧会としてもやる部分というものがあるのではないかと考えていますし、土地区画整理事業でやっている保全措置を踏まえて、博覧会としての保全措置でやる部分があるのではないかと、土地区画整理事業の事後調査を踏まえた博覧会としての保全措置の考え方というのがあるのではないかと考えています。

【事業者】 よろしいでしょうか。奥会長から御説明いただいたとおり、私どもとしてもですね、土地区画整理事業の事後調査の詳細についてはまだ把握できないという状況でして、土地区画整理事業の方にも確認したのですけれども、私どもとも協議しながら事後調査、博覧会期間中の調査はやっていくという回答をいただいている状況です。しかしながら、私どもも借りたもの、借りた状態がどのような状態だったのか、お返しするときどのような状態であったのかはきちんと確認が必要だと思っています。横田委員の御意見の趣旨とはややずれるかもしれませんが、借りたものはきちんと返すというような視点でも、我々は調査が必要だと思っている次第です。今回の補足資料に参考として8ページにですね、事後調査の手法を記載させていただいています。8ページを映しますけれども、これは土地区画整理事業の事後調査計画書の方から抜粋したもので、こういった保全対象種の生息・生育環境でやるという内容がありますから、例えばなのですけれども、一部は資料調査になってしまうかもしれませんが、事後調査が行われた状況なども鑑みながら、今回評価書においてはこれを事後調査という位置づけで、資料調査も含む形ですけれども位置づけさせていただくという形を取りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【横田委員】 借りたものがどんな状態なのかとの認識を持つのは大変素晴らしいことだと思いますし、それがどういうふうに調査されようとするかということも載せていただくのは大変望ましいことだと思います。是非そうし

ていただきたいと思っておりますけれども、私が特に気にしているのは範囲の部分で、土地区画整理事業が特に改変する部分だけしかやらない場合に、残りの部分のモニタリングはどうなるかということをはっきりさせていただきたいわけです。そこはもう全くやりませんというのは一つの回答で、はっきりと言っていたいただければいいのではないかなと思うのです。もし本当にそうであればです。

でも、話をお伺いすると元の地形、元の草地を生かした環境整備をしますとか、大径木はできるだけ保全しますとか、新しい情報が出てきたら連携して取り組みますとおっしゃっているわけですので、そこに関してはもっと博覧会としてモニタリングないし、環境保全措置にコミットしていける部分です。やりませんと先ほどおっしゃっていたように聞こえたので、もしそうであればそういうことなのかと理解するしかないのかと思います。

【奥会長】 やらないならやらないとはっきりすべきだし、やるのであればその範囲を明確にしてもらいたいということですね。

【横田委員】 述べるのが難しいのですかね、今の状況で。

【奥会長】 なかなか範囲を確定するところが難しい状況だということなのだろうと思います。まず事業者の方、お答えをお願いします。

【事業者】 草地環境や大径木は残すということでありまして、草地環境を生かした広場を造ることは明言できるのですけれども、どこにどのくらいというのはできるだけたくさん残そうと思っているのですけれども、まだ現場が動いてないような状況ですので、どの範囲といったところはなかなか明記できない状況となっております。残すという行為は間違いなく保全措置としてやっていくのですが、そこでのモニタリングについてもなかなか今の状況だと難しいところです。保全対象種の生息・生育環境に関しては、具体的に何を移設・移植してというのが明確になっていますから、そこは資料調査でも、それから我々が補足の調査をするといったところも明確に計画が作れる状態ではあるのですが、なかなか草地環境に関しては非常に厳しい状況だということを御理解いただけないかというふうに思っております。

【横田委員】 それは理解します。ただ、それは博覧会自身で調査しておけば良かったかとも思います。今さら蒸し返すつもりはありませんけれども、今から調査してもある程度のことは取り組めますが、それはやらないとおっしゃっているのもう致し方ないのかなと思います。土地区画整理事業がやらないかもしれないということに対する答えがない、追加的な措置はないと理解しましたので、それには不足は感ぜますけれども致し方ないのでしょうかね。

ただ博覧会開催後に公園整備事業へ引き継ぐタイミング、お返しするときに良い環境になっていることを確認できることは大事ではないかと思っておりますので、ビフォーアフターが取れませんというようなことであれば、公園整備事業のビフォーできちんと取ってくださいというようなことを検討いただく、この事業に関わる事業者全体で検討いただくことではないのかなと思います。アセスとしてこれだけ議論を積みましたので、事業者の考え方は理解しました。

【奥会長】 ありがとうございます。事後調査をどこまでやるか明記してとまでは

言わないといえますか、そこまで要求するのは難しいというところを御理解いただいたということですね。本来であればそこが明らかになると望ましいですし、それに越したことはないのですけれども、事業者の方のお答えもありましたし、こういうやり取りがなされたということもきちんと記録で残りますので、今日の補足資料にもありますように事後調査に準じた対応はされるということで、準じたということで事後調査に匹敵するようなことは必要に応じてやられるということ、そのようにコミットされたわけですから、今後しっかりと御対応いただくということをお願いするしかないのかなと思います。横田委員、他はございますか。

【横田委員】 先ほどの表現に関しては御理解いただけたので、全て改変されるという前提で成り立っているように見えてしまうので、そこは修正していただきたいと思います。

【奥会長】 そこは大丈夫ですね。先ほど事業者からも御回答いただきました。

【事業者】 ありがとうございます。今の件、先ほどの大径木ですとか、草地環境のことも全てが改変されるわけではなく一部ということで、表現は工夫しますが、評価書の方ではしっかりと修正させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【奥会長】 よろしいですか、横田委員。

【横田委員】 よろしく願いします。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは準備書全般について、他に御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。挙手されている方はいらっしゃるようですね。他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

【事務局】 奥会長、すみません。事務局でございます。

【奥会長】 どうぞ。

【事務局】 1点確認したいのですけれども、先ほど横田委員から令和3年度の調査での記載箇所について、確認を求める御発言があったかと思えます。こちらについては事業者の方からは、記載がないようであれば評価書に記載するというような回答をいただいているかと思うのですけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

【奥会長】 それで大丈夫ですか、それとも確認をこの場でいたしますか。今日見つけなければ、次回かというところですが。

【事業者】 すみません。確認したところ、具体的に書いていないことを確認しましたので、評価書の方にですね、土地区画整理事業のデータそのものも記載するように対応したいと思います。

【奥会長】 それでよろしいかどうかですかね、事務局が確認したいのは。

【事務局】 はい。

【奥会長】 評価書にも記載しますということで了承するか、それともどういうデータかをここで確認する必要があるかですが。いかがですか、横田委員。

【横田委員】 簡潔にお伺いすると、令和3年度の調査で予測評価をしなかった理由がありましたら、それを教えていただければ大体分かるのかと思います。令和3年度の方が、例えばですけれども平成30年度、31年度よりも

充実したデータであれば、必然的に令和3年度のデータを使う形にならざるを得ないのですね。しかし、それをされていませんので、おそらくは補完的な情報なのだと思います。その補完的な情報を基に予測評価はほとんどされていないと思います。要は上乘せのために検討するための情報だったというふうに取り取れるので、そのようにされた理由を今ここで御説明いただけるようであれば、掲載していただくだけで良いのかなと思いました。

【事業者】 土地区画整理事業のデータを見ますと、令和3年度に追加で確認された植物を記載しているということで、1箇所ですね、1種は追加で記載されているというのが令和3年度のデータとなっています。私どもとしても、それを加えた形にしたいと思います。見つかっているのはタコノアシという植物というふうに記載されています。

【横田委員】 この注釈に関する文言を読むと、レッドデータブックの改訂に基づく補足的調査だったと、それがタコノアシに関しては確認対象となったというような感じでしょうか。

【事業者】 説明いたします。土地区画整理事業の評価書におきましては、タコノアシに関しては令和3年度の調査で初めて確認された種ということで、リストに追記されたという位置づけになってございます。ただし、このリストの中を見る限り、タコノアシ以外にそういった令和3年度に初めて確認された種というのが他の種ではリストアップされていないという状況でして、令和3年度にも見つかる種は他にもある可能性はあるのですが、このリストの中では明記されていないという状況でございました。

一方で、それを基に作成しました博覧会の準備書におきましては、資料編に維管束植物のリストを入れているのですが、その中で土地区画整理事業の評価書で表現されていたような令和3年度に新たに確認されたものを区別して表していないというのが現状でございます。少なくともこれを土地区画整理事業の評価書に合わせるというところまでは対応可能かと考えております。

【横田委員】 それで大きく予測評価が変わるわけではありませんよね。

【事業者】 そのとおりです。

【横田委員】 追加情報が何だったのかということをお明記していただくことでよろしいのかなと思います。

【事業者】 ありがとうございます。修正させていただきますので、よろしく願いいたします。

【奥会長】 では、そこを評価書段階で御対応いただければ良いということですね。事務局よろしいでしょうか。どうぞ、横田委員。

【横田委員】 私はそう思いましたけれども、他の委員の方からも何かありましたらいただければと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方もいかがでしょうか。この点につきましてはよろしいでしょうか。評価書段階で明記していただくということで大丈夫ですかね。

それでは、事務局で他に確認されたい点はございますか。

【事務局】 大丈夫です。

【奥会長】 それでは、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

す。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは事務局に確認いたしますが、今後、事業者に補足説明を求める事項は、本日の質疑を踏まえてあるかを確認したいと思います。いかがでしょうか。

【事務局】 本日の質疑を踏まえまして、現時点では事業者からの補足説明が必要な事項については、事業者から全て説明されていると考えております。

【奥会長】 そうですね。一通り御説明をいただいて、本日の議論でも、次回改めて説明をお願いしたいというところは残されていないという理解ですけれども、それでよろしいでしょうか。委員の皆様、補足説明が必要な事項はないということで大丈夫ですか。

よろしければ、事務局は次の審査会までに菊本副会長と片谷委員にも本日の内容を御確認いただいて、補足説明が必要な事項があるということになりましたら、事業者の方にその旨を事務局から伝えていただいて、次回以降に補足説明をしていただくように調整をお願いしたいと思います。補足説明が必要ないということになりましたら、事業者からの補足説明は全てなされたということですので、次回以降、事務局の方で、答申をまとめるにあたりまして今までの審議内容を確認するための検討事項一覧を用意くださるようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、本件に関する調査審議はこれで終了といたします。本件につきましては、次回以降も審議継続ということになりますので、よろしくお願いいたします。本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただくということでお願いします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する指摘事項等  
一覧 事務局資料  
・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する補足資料事業者資料